

令和4年度改訂版

対象組織向け

# 多面的機能支払交付金の 活動の手引き

## 広域活動組織用

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

令和4年7月

# はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

農林水産省では、このような状況に鑑み、多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんのが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

## 地域の共同活動の例と交付金の構成区分

### 多面的機能支払交付金

#### 地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

### 農地維持支払交付金

#### 地域資源の質的向上を図る共同活動の例

### 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)



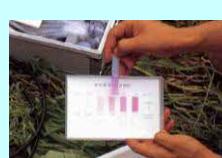
水路のひび割れ補修



農道の部分補修



ため池の外来種駆除



水質調査

### 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)



素掘り水路からコンクリート水路への更新



老朽化した水路壁のコーティング



未舗装の農道をアスファルトで舗装

# 目 次

## 多面的機能支払交付金の概要

1	交付金の構成	1
2	活動の手順	2
3	手続きの概要	4

## I 広域活動組織の設立

1	設立のねらい	5
2	規模・構成員	6
3	広域協定書（案）の作成	7
4	広域協定運営委員会規則（案）の作成	16
5	事業計画（案）の作成	21
6	活動計画（案）の作成	23
7	設立委員会の開催	38
8	広域協定運営委員会の開催	39

II	事業計画の認定	40
----	---------	----

III	交付金及び概算払の申請	44
-----	-------------	----

IV	活動の実施・記録	45
----	----------	----

V	活動の報告	57
---	-------	----

VI	地域資源保全管理構想	68
----	------------	----

VII	取組番号表	76
-----	-------	----

○	お問い合わせ先	81
---	---------	----

# 多面的機能支払交付金の概要

## 1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

### (1) 農地維持支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①地域資源の基礎的な保全活動  
(水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動  
(活動組織の体制の強化、保全管理構想の作成など)



### (2) 資源向上支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

#### 1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- ①施設の軽微な補修  
(水路、農道、ため池の軽微な補修など)
- ②農村環境保全活動  
(水質調査、外来種の駆除など)
- ③多面的機能の増進を図る活動  
(防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)



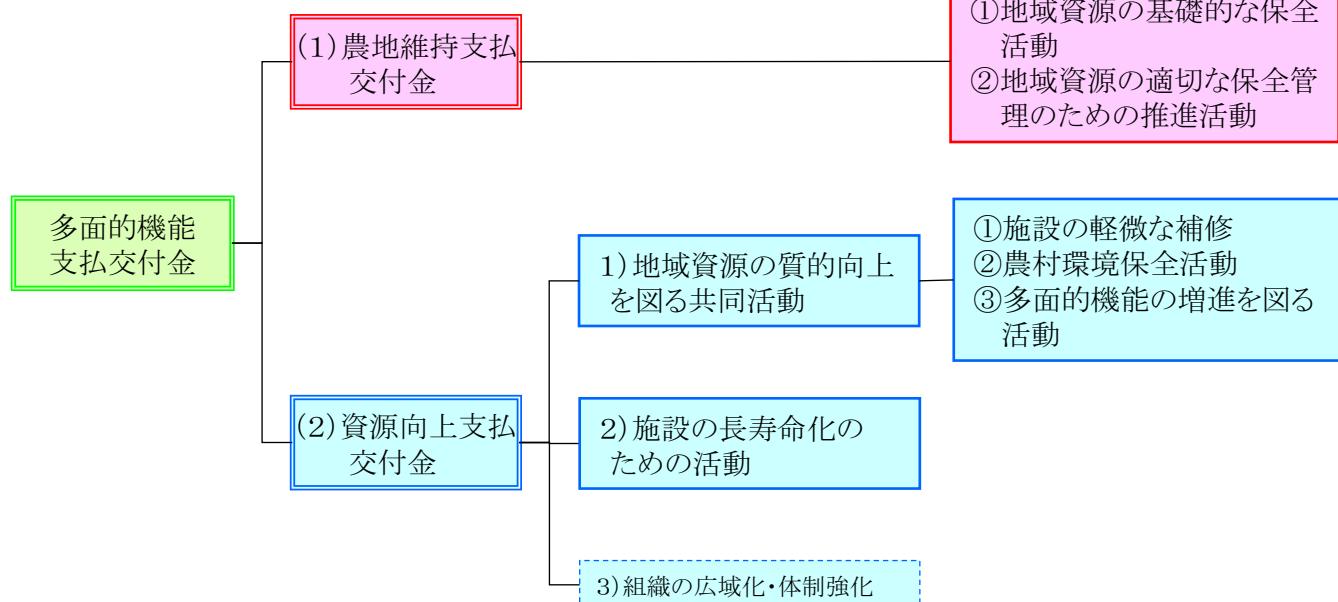
#### 2) 施設の長寿命化のための活動

(老朽化が進む水路等の補修・更新など)

#### 3) 組織の広域化・体制強化



## 多面的機能支払交付金の構成



## 2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した活動は、以下の手順で実施します。

### I 広域活動組織の設立

共同活動を実施する広域活動組織を設立します。設立にあたっては広域協定運営委員会を開催します。

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| I-1 設立のねらい            | <a href="#">→5ページへ</a>  |
| I-2 規模、構成員            | <a href="#">→6ページへ</a>  |
| I-3 広域協定書（案）の作成       | <a href="#">→7ページへ</a>  |
| I-4 広域協定運営委員会規則（案）の作成 | <a href="#">→16ページへ</a> |
| I-5 事業計画（案）の作成        | <a href="#">→21ページへ</a> |
| I-6 活動計画（案）の作成        | <a href="#">→23ページへ</a> |
| I-7 設立委員会の開催          | <a href="#">→38ページへ</a> |
| I-8 広域協定運営委員会の開催      | <a href="#">→39ページへ</a> |

### II 事業計画の認定

市町長に事業計画書などを提出します。事業計画が認定されると市町長から認定通知書が送付されます。

[→40ページへ](#)

### III 交付金及び概算払の申請

当該年度の活動に必要な交付金を市町長に申請します。  
市町長から交付決定の通知が送付されます。  
必要に応じて、概算払請求書を市町長に提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。

[→44ページへ](#)

### IV 活動の実施・記録

交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の保全活動等を実施します。  
実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。

[→45ページへ](#)

### V 活動の報告

当該年度の活動記録をとりまとめて実施状況報告書を作成し、市町長に提出します。

[→57ページへ](#)

## 令和4年度 改正のポイント

## (1) 事務の簡素化

保管すべき証拠書類※1 のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができるようになりました。

※1 実施要領第1の14、第2の17及び18に基づく証拠書類が対象となります。

## (2) 活動要件の見直し

## 「60 広報活動・農的関係人口の拡大」

⇒「地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のため」の広報活動も対象となります。

60 広報活動



60 広報活動・農的関係人口の拡大

## (3) 一部様式の廃止・提出免除

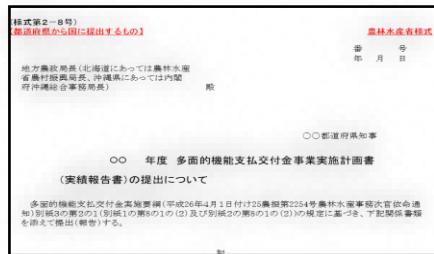
## 1. 実施状況の確認通知書の様式を廃止します。

実施要領別記3-1 様式第5号の通知書様式を廃止し、市町村の事務負担を軽減します。



## 2. 実施計画書（実績報告書）の重複提出を免除します。

実施要領様式2-8号実施計画書（実績報告書）について、交付要綱別記様式第1号交付申請書、別記様式第6号への添付形式として既に提出していた際は、提出を免除します。



## 3. 各様式に様式作成者及び提出先を明記します。

### 3. 手続きの概要

組織の設立から事業計画の認定まで

#### 広域活動組織

##### ①広域協定書等の作成

対象地域の設定、構成員の取りまとめを行い、組織の設立に必要な協定書などの案を作成します。

- 広域協定書 …P.7
- 運営委員会規則…P.16

##### ②事業計画書（案）の作成

組織が取り組む事業計画の案を作成します。

- 事業計画書 …P.21

##### ③活動計画書（案）の作成

組織が取り組む活動計画の案を作成します。

- 活動計画書 …P.23

##### ④設立委員会の開催

設立委員会を開催し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得ます。

…P.38

##### ⑤広域協定運営委員会の開催

広域協定運営委員会を開催し、広域協定書、運営委員会規則、事業計画等の案について委員の合意を得て決定するとともに、広域活動組織を設立します。 …P.39

〇〇〇〇  
市町

【申請期限】  
6月30日まで

※申請期限は  
市町に  
お問い合わせく  
ださい

##### ⑥事業計画の申請

市町長に事業計画書を提出し、事業計画の申請を行います。

…P.40

##### ⑦事業計画の認定の通知

市町長から事業計画の認定通知書が送付されます。

交付金の交付申請から報告まで

#### 広域活動組織

##### ③活動の記録

活動の実施と併せて、活動記録や金銭出納簿などを作成します。

- 活動記録 …P.45
- 金銭出納簿 …P.47
- 作業写真整理帳 …P.52
- 財産管理台帳 …P.53

##### ④報告書類の作成

日々記録した活動記録及び金銭出納簿を集計し、実施状況報告書を作成します。

- 実施状況報告書 …P.59
- 添付書類 …P.58

##### ①交付金の申請

市町長に交付申請書を提出します。

- 交付申請書 …P.44

〇〇〇〇  
市町

【申請期限】

〇月〇日まで

※申請期限は  
市町に  
お問い合わせく  
ださい

##### ②交付決定・支払

市町長から交付決定の通知が送付されます。その後、概算払請求により交付金が支払われます。

##### ⑤実施状況報告

市町長に実施状況報告書などを提出します。

〇〇〇〇  
市町

【報告期限】

〇月〇日まで

※報告期限は  
市町に  
お問い合わせく  
ださい

##### ⑥確認結果の通知

確認後のチェックシートについては、必要に応じて送付します。

# I 広域活動組織の設立

## 1. 設立のねらい

広域活動組織は、旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織（以下「集落等」という。）、NPO、地域の関係団体等から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

（注）6ページに示す規模で、複数の集落から構成される組織や集落等の代表者により意思決定を行う組織は、原則として、広域活動組織を設立して活動に取り組みます（その他の場合も、取組面積や組織形態に応じて、広域活動組織を設立することができます）。

### 活動組織と広域活動組織との対比

集落毎に活動組織を設立する場合	広域エリアにおいて広域活動組織を設立する場合
<p>農道</p> <p>(A集落)</p> <p>活動組織</p> <p>農地</p> <p>(B集落)</p> <p>活動組織</p> <p>農地</p> <p>(C集落)</p> <p>活動組織</p> <p>農地</p> <p>(D集落)</p> <p>活動組織</p> <p>申請・報告 ↑ 交付金 ↓</p> <p>申請・報告 ↑ 交付金 ↓</p> <p>申請・報告 ↑ 交付金 ↓</p> <p>申請・報告 ↑ 交付金 ↓</p> <p>市町</p>	<p>対象とする区域が200ha以上等</p> <p>農道</p> <p>(A集落)</p> <p>農地</p> <p>(B集落)</p> <p>農地</p> <p>(C集落)</p> <p>農地</p> <p>(D集落)</p> <p>農地</p> <p>広域活動組織</p> <p>申請・報告 ↑ 交付金 ↓</p> <p>市町</p>
<p>①A～Dの各集落等がそれぞれ事務手続きを実施</p> <p>②組織の規模によっては、地域住民との交流活動や多面的機能の増進を図る活動等の実施のハードルが高い。</p>	<p>①A～Dの各集落等の申請、報告等の事務手続きを一括して行えるため事務負担が低減</p> <p>②組織の規模が大きくなることで、単独組織では実施のハードルが高い、地域住民との交流活動や多面的機能の増進を図る活動を進めやすくなる。</p>

## 2. 規模・構成員

### (1) 規模

事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有する場合が対象となります。

### (2) 構成員

広域協定※に参加する以下の者により構成されます。

- 1) 集落等又はその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等の地域の実情に応じた者
- 2) 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者

※広域協定とは、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。

### 広域活動組織の構成

#### 農地維持支払交付金

- ① 集落や団体（農業者のみ）で構成される広域活動組織
- ② 集落や団体（農業者及びその他の者（地域住民、団体など））で構成される広域活動組織

#### 資源向上支払交付金

##### ○共同活動

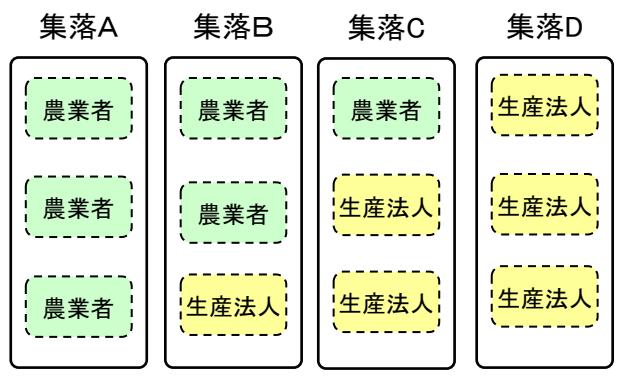
集落や団体（農業者及びその他の者（地域住民、団体など））で構成される広域活動組織

##### ○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

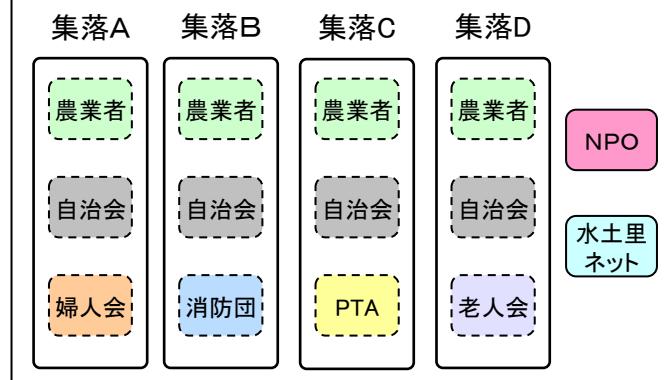
農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

### 広域活動組織の構成例

#### ①農業者のみで構成



#### ②農業者及びその他の者で構成



### 3. 広域協定書(案)の作成

#### (1) 協定書の作成

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などを定めた協定書の案を作成します。

広域協定書は、以下に示す様式のとおりです。

#### (2) 協定書の内容について

協定書の内容は、以下の様式のとおりです。（多面的機能支払交付金実施要領別記5-1）

市町長の認定を受けた後に記入します。

このページは協定書の記載例です。  
必要に応じて追記等して下さい。

(別記5-1)

○年○月○日認定

○○市長○○○○

#### ○○○○広域協定書(例)

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

##### (目的)

**第1条** この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

##### (名称)

**第2条** この協定は、○○○○広域協定と称する。

##### (協定の対象となる区域、農用地及び施設)

**第3条** この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

##### (協定の締結)

**第4条** この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第4条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落の構成員及びその他の団体の合意により締結する。

## (協定の有効期間)

**第5条** この協定の有効期間は、〇〇市長の認定のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

## (活動及び事業)

**第6条** 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行るものとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動(作業前の危険箇所の確認・共有など)に努めるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第6条中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えて下さい。

- (1) 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動(農地維持支払交付金に係る活動)
- (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持支払交付金に係る活動)
- (3) 施設の軽微な補修のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (4) 農村環境の保全のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (5) 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (7) その他の事業
  - ① 農地の区画拡大・汎用化等を図る事業
  - ② ○○○○を図る事業

2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

実施する活動内容に応じて、不要な記述を削除して下さい。

農地維持支払交付金の交付を受けない場合は、以下の**第7条の規定を追加して下さい。**

## (基礎的な保全活動の実施)

**第7条** 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、様式第1-3号「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」のIの2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の別紙1のIIの3の(1)の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。

なお、施設の長寿命化のための活動のみを実施する場合は、上記下線部分を「同活動計画書の別紙1のIIの3の(1)の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書の別紙1のIIの3の(2)の1の機能診断・計画策定」に置き換えて下さい。

## (協定参加集落及び団体の役割)

**第7条** 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

集落・団体等	役 割
○○集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。</li> </ul>
○○集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。</li> <li>施設の軽微な補修のための活動の実施。</li> <li>農村環境の保全活動の実施。</li> </ul>
○○集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>多面的機能の増進を図る活動の実施。</li> <li>水路等施設の長寿命化のための活動の実施。</li> </ul>
○○集落	(畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)
○○土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の事務局として全体の調整を図る。</li> <li>参加集落及び団体と連携して○○地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。</li> <li>参加集落が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。</li> <li>上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。</li> </ul>
○○○団体	○○○○○○○
○○○ (農業経営体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○○○○○○○</li> </ul> <p>(注) 地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。</p>

**土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、土地改良区を協定の参加団体に加えて協定を締結して下さい。**

- 2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

## (協定参加集落及び団体間の協力)

- 第8条** 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

- 2 協定参加集落及び団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。
- 3 前項の場合、運営委員会は参加集落及び団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。
- 4 活動の実施に伴い、協定参加集落及び団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

**(運営委員会)**

- 第9条** この協定の運営に関する事項を処理するために、○○地域広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、協定に参加する集落及びその他団体の代表をもって構成する。
  - 3 委員会に次の役員を置く。
    - 会長 1名
    - 副会長 1名
    - 会計 1名
    - 監査役 1名
  - 4 役員は、委員の互選により選出する。
  - 5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
  - 6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
  - 7 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。
  - 8 監査役は委員会の会計の監査を行う。
  - 9 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

**(工事の施行に関する条件)**

- 第10条** 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、市に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ市と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、市の指示を受けるものとする。
  - 3 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について市に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、市に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、市にその旨を報告するものとする。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第2項、第3項の「市」を「市又は土地改良区」に置き換えて下さい。

**(協定内容の変更及び廃止)**

- 第11条** この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して認定を受けるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第11条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

- 第11条** この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。

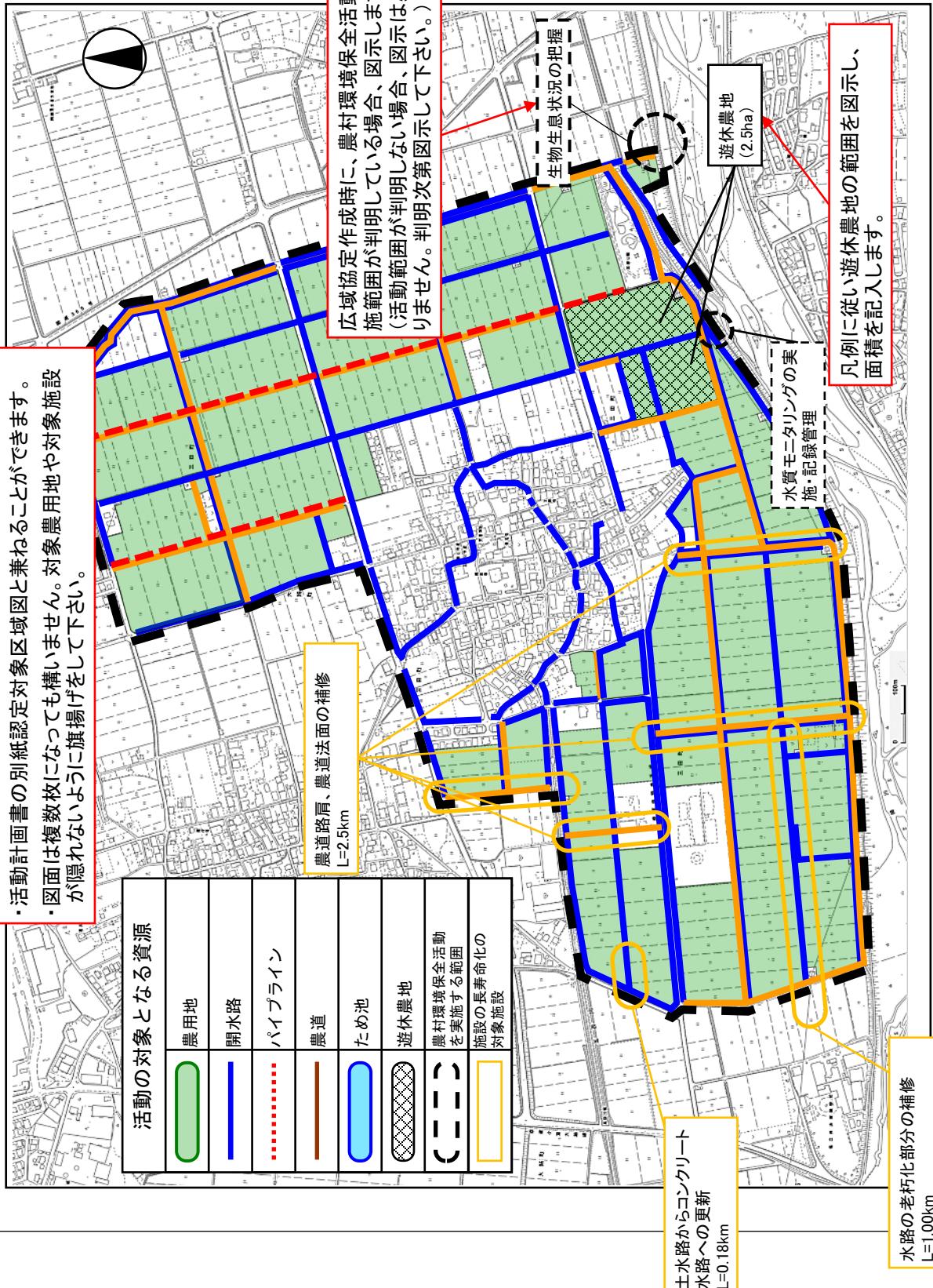
上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を○○市長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記附則の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

**附則** 上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を○○町長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

(別紙)  
認定対象区域図面

- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
- ・活動計画書の別紙認定対象区域図と兼ねることができます。
- ・図面は複数枚になつても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。



組織名:〇〇〇〇広域協定

(別表)

## 協定対象農用地及び施設

参加同意書に記載されている農用地面積を集計します。

## 1. 協定の対象となる農用地

地目 集落	協定農用地			
	田	畠	草地	計
A集落	4,600 a	900 a	a	5,500 a
B集落	3,500 a	500 a	a	4,000 a
C集落	2,000 a	300 a	a	2,300 a
合計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a

地目 集落	対象農用地(農地維持支払交付金)			
	田	畠	草地	計
A集落	4,600 a	900 a	a	5,500 a
B集落	3,200 a	480 a	a	3,680 a
C集落	1,800 a	250 a	a	2,050 a
合計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a

地目 集落	対象農用地(資源向上支払交付金)							
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動			
	田	畠	草地	計	田	畠	草地	計
A集落	4,532 a	868 a	a	5,400 a	4,532 a	868 a	a	5,400 a
B集落	3,200 a	480 a	a	3,680 a	3,200 a	480 a	a	3,680 a
C集落	1,800 a	250 a	a	2,050 a	1,800 a	250 a	a	2,050 a
合計	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a

## 2. 協定の対象となる施設

参加同意書に記載されている施設の数量を集計します。

集落(活動組織)	水路	農道	ため池
○○○	13.4 km	8.5 km	箇所
△△△	12.2 km	6.2 km	箇所
□□□	10.8 km	4.1 km	箇所
合計	47.7 km	25.5 km	箇所

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する集落又は活動組織向けのものです。

## ○○○○広域協定参加同意書

参加同意書については、集落又は活動組織において合意形成した上で、取りまとめて下さい。

年 月 日

○○○○広域協定

運営委員会会長 ○○ ○○ 殿

参加集落(活動組織) \_\_\_\_\_ A集落

所 在 地 \_\_\_\_\_ ○○県○○市○○

代 表 者 \_\_\_\_\_ 多面 太郎

当集落(活動組織)については、○○○○広域協定に参加することを同意します。

記

## 1. 協定の対象となる農用地

地目	協定農用地				備考
	田	畠	草地	計	
面積	4,600 a	900 a	a	5,500 a	

地目	対象農用地(農地維持支払交付金)				備考
	田	畠	草地	計	
面積	4,600 a	900 a	a	5,500 a	

地目	対象農用地(資源向上支払交付金)				備考
	田	畠	草地	計	
面積	4,532 a	868 a	a	5,400 a	4,532 a 868 a 5,400 a

## 2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	13.4 km			

番号欄は、P.14の「4. 構成員人数」の表中の分類番号からあてはまる番号を選択し記入します。

※エクセル様式ではプルダウンで番号を選択して入力しますが、

②農業者以外の個人については、番号欄に5を直接記入します。

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員<sup>注1</sup>① 農業者の個人又は団体<sup>注2</sup>

番号	氏名	住所	備考
1	多面 太郎	○○県△△市○○	運営委員会委員
2	多面 花子	○○県△△市○○	
-	行が足りない場合は追加してください。		集落又は活動組織の代表者の他に、広域活動組織運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載します。

## ② 農業者以外の個人

番号	氏名	住所	備考
5	多面 A子	○○県△△市○○	
-	行が足りない場合は追加してください。		

③ 集落内の農業者以外の団体(婦人会、老人会他)<sup>注3</sup>

番号	団体名・代表者	住所	備考
6	○○自治会・多面 三郎	○○県△△市○○	
7	○○女性会・多面D美	○○県△△市○○	
-	行が足りない場合は追加してください。		

## 4. 構成員人数

		番号		構成員人数・団体数
農業者	個人として参加	1	農業者個人	人
		2	農事組合法人	団体
	団体として参加	3	営農組合	団体
		4	その他の農業者団体	団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人	人
		6	自治会	前ページの協定参加集落(活動組織)の構成員で選択した番号を区分して、ここに集計します。 ※エクセル様式では前ページの表から選択した番号が自動集計されます。
	団体として参加	7	女性会	
		8	子供会	
		9	土地改良区	
		10	JA	
		11	学校・PTA	
		12	NPO	
		13	その他の農業者以外団体	

注1: 番号欄は、「4.構成員人数」の表中の分類番号から選択する。

注2: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注3: 集落(活動組織)の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載する。

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する農業(経営)者向けのものです。  
※「農業者」の定義は、14ページ中段の注2を参照。

### ○○○○広域協定参加同意書

年 月 日

○○○○広域協定

運営委員会会長 ○○ ○○ 殿

所 在 地 ○○県○○市○○  
氏 名 ○○ ○○

私、○○○○は、○○○○広域協定に参加することを同意します。

記

#### 1. 協定の対象となる農用地

地目	協定農用地				備考
	田	畠	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記載します。

地目	対象農用地(農地維持支払交付金)				備考
	田	畠	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記載します。

地目	対象農用地(資源向上支払交付金)				施設の長寿命化のための活動				備考
	田	畠	草地	計	田	畠	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

#### 2. 協定の対象となる施設

施設	水路		農道		ため池		備考
数量	km		km		箇所		

注1: 農業経営者を協定に位置付ける場合は、本様式を使用し、必要箇所を記載する。

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する団体向けのものです。

## ○○○広域協定参加同意書

参加同意書については、団体における所定の手続きを経てから提出して下さい。

年 月 日

○○○広域協定

運営委員会会長 氏名 殿

団体名 NPO法人○○○  
 所在地 ○○県○○市○○  
 代表者 ○○ ○○

当団体については、○○○広域協定に参加することを同意します。

記

## 1. 団体の設立目的

○○○することを目的とする。

## 2. 団体の設立年月日

令和○年○月○日

## 3. 協定における役割

参加集落が取り組む多面的機能の増進を図る活動に係る技術的指導を行う。

団体の構成員のうち、広域活動組織の共同活動に参加する者の人数を記載します。

## 4. 構成員人数

計	農業者	農業者以外	
	15人	人	15人

## 4. 広域協定運営委員会規則(案)の作成

意思決定方法、構成団体の責務、会計の処理方法、財産管理の方法、内部監査の方  
法等を明確化した運営委員会規則の案を作成します。

別記5-2

市町の認定を受けた後、記載します。

このページは運営委員会規則の記載例です。  
必要に応じて追記等して下さい。

〇年〇月〇日認定	〇〇市長〇〇〇〇
----------	----------

〇〇〇〇広域協定運営委員会規則

年 月 日制定

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規則は、〇〇市〇〇において締結された「〇〇〇〇広域協定(以下「協定」という。)」  
の第9条の規定に基づき、協定運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適  
切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・  
農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

#### (名称)

**第2条** 本委員会は、「〇〇〇〇広域協定運営委員会」(以下「委員会」という。)という。

#### (事務所)

**第3条** 本委員会は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇〇〇に置く。

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、集落の構成員について委員会の  
会員と位置づけます。このため、以下の第4条の規定を追加して下さい。

#### (会員)

**第4条** 本委員会の会員は、協定に参加する集落の構成員及びその他団体の代表者とする。

### 第2章 委員会の構成及び運営

#### (委員会の構成)

**第4条** 本委員会の委員は、協定に参加する集落及びその他団体の代表者をもって構成する。

#### (役員の定数及び選任)

**第5条** 本委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計 1名
- 四 監査役 1名

- 2 役員は委員会において委員の互選により選出する。
- 3 会長は本委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 5 会計は本委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 監査役は本委員会の会計の監査を行う。

**(役員の任期)**

**第6条** 役員の任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

**(委員会の開催)**

**第7条** 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- 一 委員現在数の3分の1以上の要求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

**(委員会の権能)** 第8条の一～五は、取組を行う活動内容に応じて選択して記載して下さい。

**第8条** 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。  
四 ~~資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)~~の収支決算に関すること。  
五 ○○○○事業に係る計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関すること。  
六 規則の制定及び改廃に関すること。  
七 その他協定の運営に関する重要な事項。

その他事業に取り組まない場合は削除してください。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との経理を区分しない場合は、三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関する」と記載するようにしていましたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上支払(共同)と資源向上支払(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更是必須ではなくなりました。

**(委員会の議決方法等)**

**第9条** 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 委員会の議長は、会長がこれを務める。
- 3 委員会においては、第7条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落の構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

**(特別議決事項)**

**第10条** 次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。

- 一 規則の変更
- 二 役員の解任
- 三 協定参加団体の除名
- 四 協定の変更又は廃止

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、以下の第3章の総会に関する規定を加えて下さい。

### 第3章 総会

#### (総会の開催等)

- 第11条** 総会は第4条に定める協定参加者をもって構成し、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。
- 一 協定参加者現在数の4分の1以上の署名による請求があったとき。
  - 二 監査役から文書による総会開催の請求があったとき。
  - 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項一号及び二号の規定により請求があったときは、会長は、正当な理由がない限り、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。正当な理由により総会を開催しない場合は、会長は会員に対し、文書でその理由を報告しなければならない。
  - 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって協定参加者に通知しなければならない。

#### (総会の機能)

- 第12条** 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 委員の選任及び解任
- 二 各年度の決算報告
- 三 前条第1項第一号により、協定参加者が請求した事項
- 四 前条第1項第二号により、監査役が請求した事項
- 五 その他重要な事項

#### (総会の議決方法等)

- 第13条** 総会は、協定参加者現在数の過半数の出席により成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第11条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
  - 3 総会の議事は、出席者数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 議長は、協定参加者として総会の議決に加わることができない。
  - 5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定参加者全員に配布等により確実に周知するものとする。

## 第3章 協定参加団体における保全管理活動等の実施

#### (実施計画)

- 第11条** 協定参加団体は、毎年それぞれが行おうとする活動の実施計画を作成し、各団体における決定を経て、委員会に提出する。
- 2 委員会は、各団体から提出された実施計画について会計区分毎にとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

#### (保全管理活動等の実施)

- 第12条** 協定参加団体は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

#### (活動の資金とその経理)

各団体への資金配分を行わない場合は、第13条を削除して下さい。

**第13条** 委員会は、各団体の実施計画の実施に必要となる資金について、本委員会の資金から各団体に適正に配分するものとする。

2 委員会から配分された資金について、協定参加団体は適正に経理を行うものとする。

#### (活動の報告)

**第14条** 協定参加団体は、毎年、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、各団体における合意を得て、委員会に報告を行うものとする。

#### (活動報告の確認)

**第15条** 協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。

2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。  
3 委員会は、協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、○○市長に報告を行うものとする。

### 第4章 事務、会計及び監査

#### (書類及び帳簿の備付け)

**第16条** 本委員会は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならぬ。

- 一 ○○○○広域協定書
- 二 委員会規則
- 三 委員の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 五 その他会長が必要と認めた書類

#### (書類の保存)

**第17条** 本委員会は、前条各号に掲げる書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保存することとする。

#### (事業及び会計年度)

**第18条** 本委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (資金)

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

**第19条** 本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の資金と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
- 三 その他の収入

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との経理を区分しない場合は、一及び二を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の收支決算に関する」と記載するようにして下さいましたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上支払(共同)と資源向上支払(長寿命化)双方の交付金の收支が1つの様式把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

#### (事務経費支弁の方法等)

**第20条** 本委員会の事務に要する

#### (活動計画の作成)

**第21条** 活動計画は、委員会の議決を得てこれを定める。

#### (資金の支出)

**第22条** 本委員会の資金の支出者は、会長とする。

**(資金の流用)**

**第23条** 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

**(金銭出納の明確化)**

**第24条** 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

**(金銭の収納)**

**第25条** 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

**(領収証の徴収)**

**第26条** 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

**(財産の管理)**

**第27条** 活動の実施により、基づき、適正に管理する。

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第29条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

**(物品の管理)**

**第28条** 本委員会が購入又は、適正に管理するもの

(決算及び監査)

**第29条** 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して委員会に報告するとともに、会長は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に総会の承認を受けなければならない。

**(決算及び監査)**

**第29条** 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に委員会の承認を受けなければならない。

**第5章 雜則**

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積りや契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決してください。

**(規則の変更)**

**第30条** この規則を変更した場合は、〇〇市長に報告をしなければならない。

**(細則)**

**第31条** 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に定めるもののほか、本委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

**附 則**

- 1 この規則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- 3 設立初年度の会計年度については、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。

## 5. 事業計画(案)の作成

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするために、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画（案）を作成します。

事業計画（案）の内容は、以下の様式のとおりです（多面的機能支払交付金実施要領様式第1－2号）。

なお、本事業計画（案）の市町長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第1－1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1－1号・1－2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

（様式第1－2号）

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

【活動組織から市町村に提出する】

中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

多面的機能支払交付金実施要領様式第1－2号

○年○月○日

○○○○広域協定

### 1 多面的機能発揮促進事業の目標

#### 1. 現況

（例）本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためにには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

#### 2. 目標

市町と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

（例）1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

### 2 多面的機能発揮促進事業の内容

#### （1）多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

##### ① 種類（実施するものに○を付すこと。）

##### 1号事業（多面的機能支払交付金）

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| <input type="radio"/> | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。）（農地維持支払交付金） |
| <input type="radio"/> | 法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。）（資源向上支払交付金）  |

し活動内容に合わせて記載

##### 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）

##### 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

##### 4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

##### ② 実施区域

（例）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。



## 6. 活動計画(案)の作成

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、都道府県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

※活動計画書の様式第1－3号のⅠ. 地区の概要（共通）は、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金と共に様式です。

多面的機能支払交付金の活動計画については、Ⅱ. 1号事業の別紙1を使用します。

### 様式の経過措置等について（令和3年度改正の実施要領附則3）

- 令和2年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動計画書の様式をそのまま使ってもかまいません。

(様式第1－3号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

○年○月○日

農林水産省様式

#### 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)

(まるまるまるまるこういきょうつい)

組織名

○○○○広域協定

(ふりがな)

(ためん たろう)

代表者氏名

多面 太郎

(ふりがな)

(まるけんさんかくしまるちょう)

所在地

○○県△△市○町○-○-○

I. 地区の概要（共通）

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の活動計画書などで使用する共通様式です。

#### <活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙1
<input type="checkbox"/>	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

#### <施行注意>

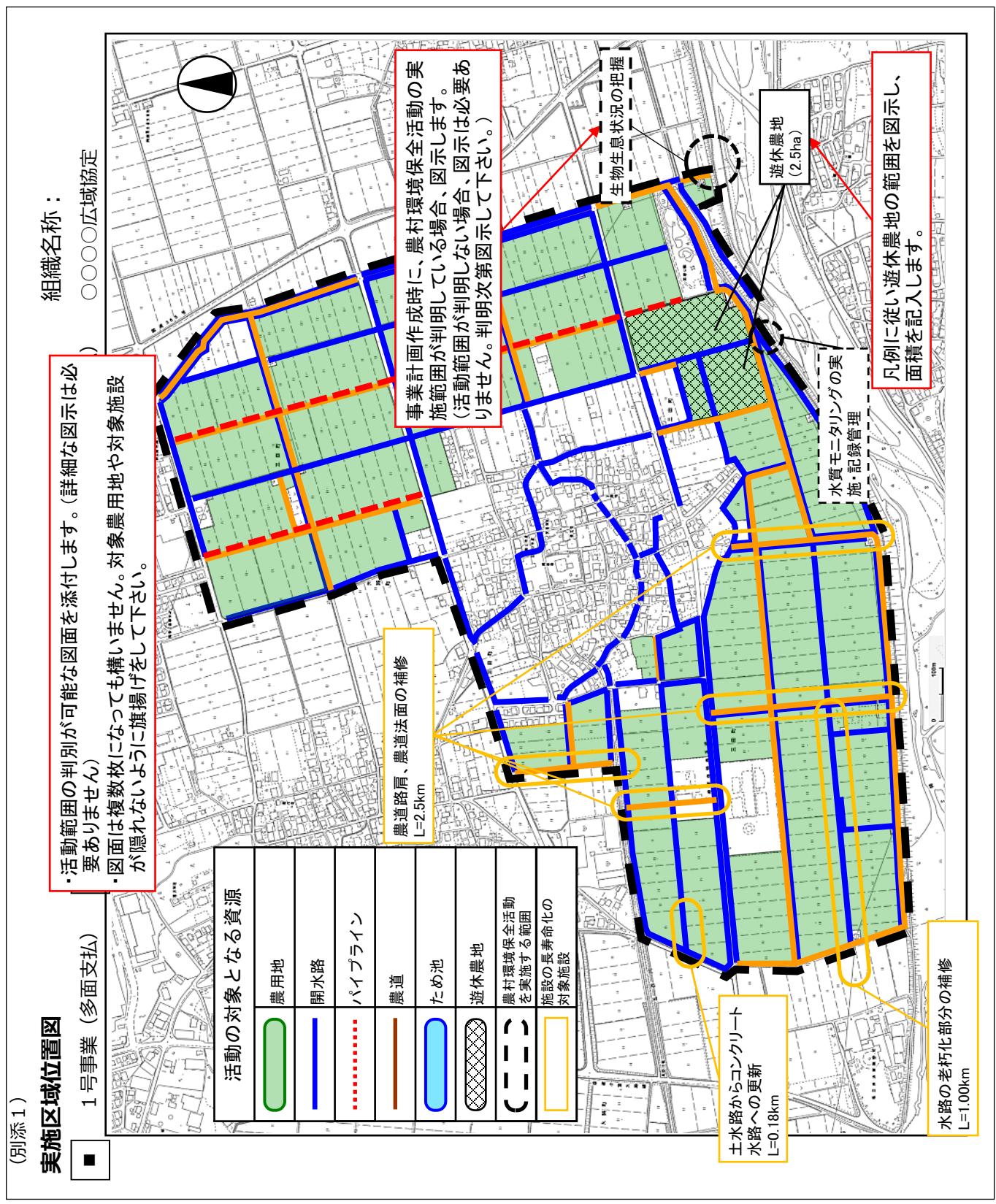
提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。



## (3) 実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用用排水路、農道等の施設を図示します。

また、「I の2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



#### (4)組織構成員一覧

広域活動組織において「組織構成員一覧」は、実施要領の別記5－1「広域協定参加同意書」に代えることができます。

(別記5-1 別紙)

○○○○広域協定参加同意書

年 月 日

○○○○広域協定  
運営委員会会長 ○○ ○○ 殿

参加集落(活動組織) △集落  
所 在 地 ○○県○○市○○  
代 表 者 多面 太郎 (印)

当集落(活動組織)については、○○○○広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

地目	協定農用地			備考		
	田	畠	草地		計	
面積	4,600	a	900	a	5,500	a

地目	対象農用地(農地維持支払交付金)			備考		
	田	畠	草地		計	
面積	4,600	a	900	a	5,500	a

地目	対象農用地(資源向上支払交付金)			施設の長寿化のための活動			備考							
	田	畠	草地	計	田	畠		草地	計					
面積	4,532	a	868	a	a	5,400	a	4,532	a	868	a	a	5,400	a

2. 協定の対象となる施設

施設	水路		農道		ため池		備考
	数量	km	数量	km	数量	km	
	13.4			8.5			箇所

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員<sup>注1</sup>

① 農業者の個人又は団体<sup>注2</sup>

番号	氏名	住所	備考
1	多面 太郎	○○県△△市○○	運営委員会委員
2	多面 花子	○○県△△市○○	
-			

② 農業者以外の個人

番号	氏名	住所	備考
5	多面 A子	○○県△△市○○	
-			

③ 集落内の農業者以外の団体(婦人会、老人会等)<sup>注3</sup>

番号	団体名・代表者	住所	備考
6	○○自治会・多面 三郎	○○県△△市○○	
7	○○女性会・多面D美	○○県△△市○○	
-			

#### (5)全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。

##### 5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積

(多面支払・中山間直払)

100 a

資源向上活動(共同)に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施する。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等について、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

##### <施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

## (別紙1)多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

## II. 1号事業(多面的機能支払)

## (1)交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、市町に確認して下さい。)

平成30年度・令和元年度・令和3年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途「4. 加算措置」の様式を使用し、加算措置分を35~37ページに示す方法で算出して整理します。

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)				(別紙1)
II. 1号事業 (多面的機能支払)				
対象組織が広域活動組織の場合は○ → <input type="checkbox"/>				広域活動組織は「○」記載します。
1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加して記入します。				各支払の中で複数の交付単価が適用される場合には、それぞれ行を追加して記入します。
(1) 農地維持支払	地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
	田	22,530a	3,000 円/10a	6,759,000円
	畑	1,920a	2,000 円/10a	384,000円
	草地	a	円/10a	円
合計		24,450a		7,143,000円
(2) 資源向上支払 (共同)	地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
	田	22,312a	1,800 円/10a	4,016,160円
	畑	1,880a	1,080 円/10a	203,040円
	草地	a	円/10a	円
合計		24,192a		4,219,200円
(3) 資源向上支払 (長寿命化)	地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
	田	22,312a	4,400 円/10a	9,817,280円
	畑	1,880a	2,000 円/10a	376,000円
	草地	a	円/10a	円
広域活動組織の資源向上支払(長寿命化)は、ここ の金額が交付上限額になります。 この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活 動に必要な金額により交付申請を行うものとします。			10,193,280円	※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、単価 ①多面的機能の増進活動に取り組む ②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む ①②に該当 ⇒単価に0.75を乗ずる ①のみ該当 ⇒単価の修正なし ②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗ずる ①②に該当しない ⇒単価に5/6を乗ずる ※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計×集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。 ※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ 集落数×200万円 22,000,000円

## 交付額の算定

### 【交付単価】

単位:円/10a

地目	農地維持 支払交付金  ①	資源向上支払交付金(共同)				資源向上支払交付金 (長寿命化)	
		②	③ =②*5/6	④ =②*0.75	⑤ =②*0.75*5/6	⑥	⑦ =⑥*5/6
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畠	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地	250	240	200	180	150	400	333

- ①:事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ③:多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ④:農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上活動(共同)を5年以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤:資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑦:広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。

### 【交付額の算出方法】

加算措置についてはP35～37を参照してください。

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5,000.4a、畠:4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畠:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田:5,000a × 3,000 円/10a = 1,500,000 円

畠:4,999a × 2,000 円/10a = 999,800 円

計:2,499,800 円

## (2) 組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

## 2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	令和 4 年度	令和 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入して下さい。

この欄は、市町担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数	11集落
農業地域類型	<input checked="" type="checkbox"/> 都市的地域 <input type="checkbox"/> 平地農業地域 <input type="checkbox"/> 中間農業地域 <input type="checkbox"/> 山間農業地域
地域振興立法の適用	<input type="checkbox"/> 特定農山村 <input type="checkbox"/> 振興山村 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> 半島
	<input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 奄美群島 <input type="checkbox"/> 小笠原諸島
指定棚田地域の該当状況	<input type="checkbox"/>

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払	4,508a	資源向上支払 (共同)	4,508a	資源向上支払 (長寿命化)	4,508a
--------	--------	----------------	--------	------------------	--------

## ※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。（令和元年度より資源向上支払交付金も対象）

都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- 生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一緒に組む必要があると認められる農用地

### (3) 活動の計画

#### (1) 農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

毎年度全ての活動項目を実施します。 (研修、異常気象時の対応を除きます)												
※実施する月に○を記入してください。												
活動区分	活動項目	毎年度の実施時期										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
点検・ 計画策定	1 点検	<input type="radio"/>										
	2 年度活動計画の策定	<input type="radio"/>										
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修…令和5年度に受講予定 機械の安全使用に関する研修 …令和6年度に受講予定 (活動期間内に各1回以上受講)										
	4 遊休農地発生防止のための保全管理											
農 用 地	5 畦畔・法面・防風林の草刈り				<input type="radio"/>							
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	7 水路の草刈り				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
実 践 活 動	8 水路の泥上げ	<input type="radio"/>										
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	10 農道の草刈り				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
農 道	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定										
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定										
	13 ため池の草刈り				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
た め 池	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定										
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後										
地域資源の適切な保全管理のための推進活動									<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
(P.31を参照)5年間で実施する予定の 「地域資源の適切な保全管理のための 推進活動」の項目を複数選択する場合 などは、実施時期に「○」を記入してく ださい。												
農地維持支払交付金の交付を受けず に資源向上活動に取り組む場合は、 「点検」、「年度活動計画の策定」、「実 践活動」、「研修」のうち活動の対象と なる施設の項目について記入してくだ さい。												
「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」「9 水路附帯施設の保 守管理」「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る対象施設 がない場合は“対象施設なし”あるいは“-”と記載												

## 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るために、活動の達成状況等を市町により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

### ※地域資源保全管理構想とは。

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。(P.68～75参照)



地域資源の適切な保全活動のための推進活動について、様式中の各項目について当てはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理      | <input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理   |
| <input type="checkbox"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理  | <input type="checkbox"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理 | <input type="checkbox"/> ⑥その他                  |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業     | <input type="checkbox"/> ④共同利用施設の保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業    | <input type="checkbox"/> ⑤その他         |
| <input type="checkbox"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 |                                       |

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化    | <input type="checkbox"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築 |
| <input type="checkbox"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力        | <input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動     |
| <input type="checkbox"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | <input type="checkbox"/> ⑦その他               |
| <input type="checkbox"/> ④新たな保全管理の担い手の確保         |   |

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践で

番号はP.76の活動項目番号表に示す一連の番号になります。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催          | <input type="checkbox"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| <input type="checkbox"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査              | <input type="checkbox"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催          |
| <input type="checkbox"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等                  | <input type="checkbox"/> 23. その他                        |
| <input type="checkbox"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 |   |

本推進活動については、農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。









組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

#### (4)組織の広域化・体制強化に係る支援(令和元年度拡充)

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

なお、特定非営利法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、都府県における200ha以上と同じ交付額になります。

面積は全て農地維持支払の認定農用地面積を対象とします。

#### 広域活動組織の面積規模別の交付額

都府県	北海道	交付額
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

#### 【段階的に広域化する場合の適用例】

広域活動組織が面積規模を拡大することで支援額が増加します。



#### (4)組織の広域化・体制強化に対する支援

広域活動組織が面積規模を拡大した場合は該当する区分に変更して活動計画書の再申請を行って下さい。

区分	交付単価	該当するものに○
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	40,000 円/組織	○
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	80,000 円/組織	
1,000ha以上	160,000 円/組織	

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円／組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円／組織、15,000ha以上のとき160,000円／組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

## (5) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援(令和3年度拡充)

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

### 資源向上支払(共同)の加算単価(円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320

※農地・水保全管理支払の取組を含め資源向上支払(共同)を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。  
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

### <流出を抑制する落水量調整装置の例>



a 田んぼダム実施  
b 田んぼダム未実施

### <加算措置の要件>

#### ①事業計画の作成・変更

- 市町が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載する必要があります。
- 農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

#### ②実施面積の考え方

事業計画最終年度までに次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

### <加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和4 年度	令和8 年度

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和4 年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払(共同)対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和5 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和6 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和7 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和8 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

面積が一致しているか確認して下さい。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
A	3,000	2,000	a	67%
B	2,000	1,000	a	50%
C	4,000	2,400	a	60%
D	1,000	600	a	60%

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田	10,000	6,000 <sup>a</sup>	300 円/10a	300,000円	60%

## 7. 設立委員会の開催

**広域活動組織設立時のみ**

設立委員会（設立総会）を招集し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得ます。

**【参加者の取りまとめ】**

集落又は活動組織並びに各団体において、①広域協定書、②広域協定運営委員会規則、③活動計画書の案について検討し、協定に参加することについて合意形成した上で、参加者を取りまとめます。

(参加同意書は、13～15ページ)

**【協定対象農用地及び施設の集計と協定対象区域図面の作成】**

参加同意書に記載されている協定の対象となる農用地と施設を集計します。協定対象区域図面を作成します。

(協定対象農用地及び施設は、12ページ)

必要に応じて、活動計画書の案を見直します。

(協定対象区域図面は、11ページ)

**【広域協定の締結】**

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などについて定めた協定を、構成員間において締結します。

広域協定で定める事項は以下のとおりです。なお、広域活動組織が行う活動の内容に応じて規定内容が異なります。詳しくは、広域協定書記載例（7ページ）を参考に作成して下さい。

- ・協定の有効期間、協定の対象となる区域、農用地及び施設並びに活動計画に関する事項
- ・協定に参加する集落又は活動組織及び団体の役割に関する事項
- ・運営委員会に関する事項
- ・工事の施工の条件に関する事項

資源向上活動に取り組む場合には、市町から発出される広域協定の認定書に、以下の事項について規定されている必要がありますのでご確認下さい。

- ・施工後の工作物の帰属や管理責任
- ・市町が管理する施設の工事内容の報告等に関する事項
- ・その他市町が必要に応じて規定する事項（施設の譲渡手続き等）

**【広域協定運営委員会の設立】**

広域協定の運営に関する意思決定機関として設置します。

広域協定運営委員会は、協定に参加する集落又は活動組織並びに地域の関係団体等を代表する委員から構成されます。

広域協定運営委員会の設置等には、広域協定運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

## 8. 広域協定運営委員会の開催

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の実施に関する事項を広域協定運営委員会にて決定し、議決事項を構成員全員に周知する必要があります。

### 【広域協定運営委員会の開催について】

広域協定運営委員会は、毎年度1回以上開催するほか、運営委員会規則に従い、必要に応じて開催します。（運営委員会規則例では、次に掲げる場合です。）

- ・委員数の3分の1以上の要求があったとき。
- ・監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- ・その他会長が必要と認めたとき。

いずれも委員の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

### 運営委員会開催から議決までのながれ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、委員会の審議事項、開催日、開催方法（対面、書面、オンライン等）等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等広域活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2) 委員会の招集を行います。招集にあたっては、運営委員会規則に定められた日まで（運営委員会規則例では、開催の7日前）に、書面にて会議の日時、場所、オンライン開催の場合は、招待ID等の案内方法、目的、審議事項を構成員に配布します。
- 3) 委員会は、委員の過半数をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。  
議事は、出席した委員の過半数で決します。議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。
 

特別議決事項においては、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止に係る事項の議決にあたっては、出席者全員の一致を必要とし、以下に該当する事項については出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とします。
 
  - 1) 広域協定運営委員会規則の変更
  - 2) 役員の解任
  - 3) 協定参加団体の除名
  - 4) 協定の変更又は廃止
- 4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、委員会閉会後速やかに、運営委員会規則に定める方法により（運営委員会規則例では、委員会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを協定に参加する集落等の構成員全員に配布する）協定に参加する集落等の構成員全員に周知します。

### 委員会の開催、議決に当たっての留意点

- ・委員会は、広域協定運営委員会規則に基づいて行われます。地域の事情に応じて委員会の議決方法等を広域協定運営委員会規則の制定時に構成員等で話し合って適切に定めて下さい。
- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- ・委員会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料になるので、適切に記録し、5年間保管して下さい。

## II 事業計画の認定

多面的機能支払交付金の活動の取り組みに当たり、広域活動組織の代表者は、事業計画書（案）を作成し、市町長に提出し、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金の活動を実施しようとする場合には、事業計画書（案）に活動計画書、広域協定書及び広域協定運営委員会規則等の関係書類を添付し、市町長に提出し、その審査を受けます。

事業計画が認定されると、市町長から事業計画の認定通知書が送付されます。

事業計画書（案）に添付する書類は以下のとおりです。  
 その他、市町長の審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。

事業計画の様式は21ページへ  
 提出資料は市町にお問い合わせください。

	添付書類	提出時期
農地維持支払交付金	・活動計画書 様式は23ページへ	活動を開始しようとする年度の6月30日まで。 (特別な事情がある場合、市町長が都道府県知事を通じて、地方農政局等に対して届出を行ったときには、当該年度の10月31日まで)
資源向上支払交付金（共同）	・広域協定運営委員会規則 様式は16ページへ	
資源向上支払交付金（長寿命化）	・長寿命化整備計画書 (長寿命化で1工事当たり200万円以上の工事がある場合) 様式は34ページへ ・広域協定書 様式は7ページへ	
資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）	【広域活動組織の設立】 (別途、市町との間で広域協定を締結) 【組織のNPO法人化】 ・登記事項証明書	登記事項証明書は事業計画申請時又は計画変更時に添付。

また、既に活動を実施している広域活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。

### 認定された事業計画の変更手続きについて

認定された事業計画、活動計画、広域協定及び運営委員会規則等に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

#### ①認定された事業計画の変更の申請

- 保全管理する対象農用地面積の変更
- 保全管理する対象施設の変更
- 対象組織の変更※
- 活動の追加、中止又は廃止
- 活動期間の延長

※組織をNPO法人化した場合も該当します

#### ②認定された事業計画の変更の届出

- 左記以外の変更  
(例)
  - 役員の交代、構成員の変更が生じた場合
  - 遊休農地を一部解消した場合
  - 保全管理する対象施設の延長又は路線の増減 等

#### 【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

#### 【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、広域協定運営委員会規則等

#### 【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日

#### 【提出書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、広域協定運営委員会規則等

## 長寿命化整備計画書（34ページ）の認定、変更手続きについて

### ①長寿命化整備計画書の認定

資源向上支払交付金（長寿命化）で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町長に提出します。

長寿命化整備計画は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容等の見直しを市町から指示されることもあり得ますので、その場合は市町の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画の見直しを行ってください。

### ②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、34ページの計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町長に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町長への届け出を行います。

- 工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- 工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

### ③その他留意点

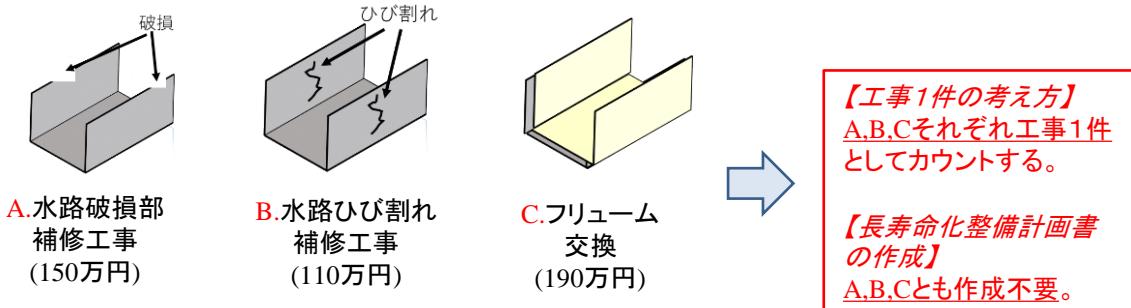
平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件当たり200万円以上の工事を行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となります。

（根拠：令和元年度改正の実施要領附則2）

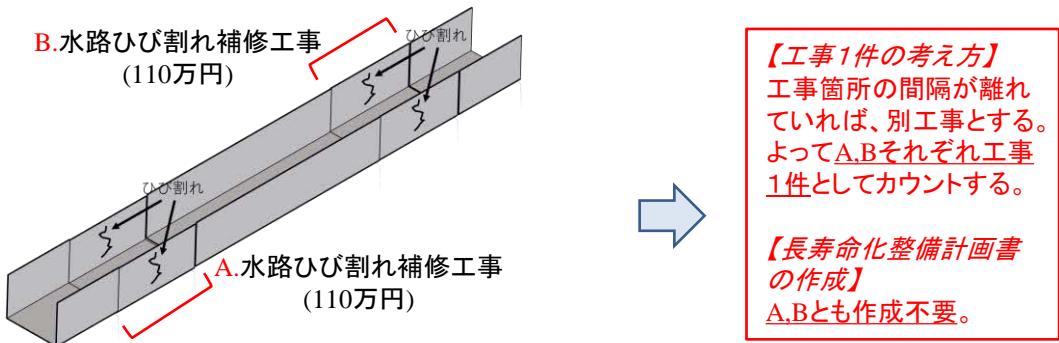
## 長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

## 長寿命化整備計画書の作成が不要な場合

## パターン① 異なる路線別に補修工事を一括で発注(450万円)



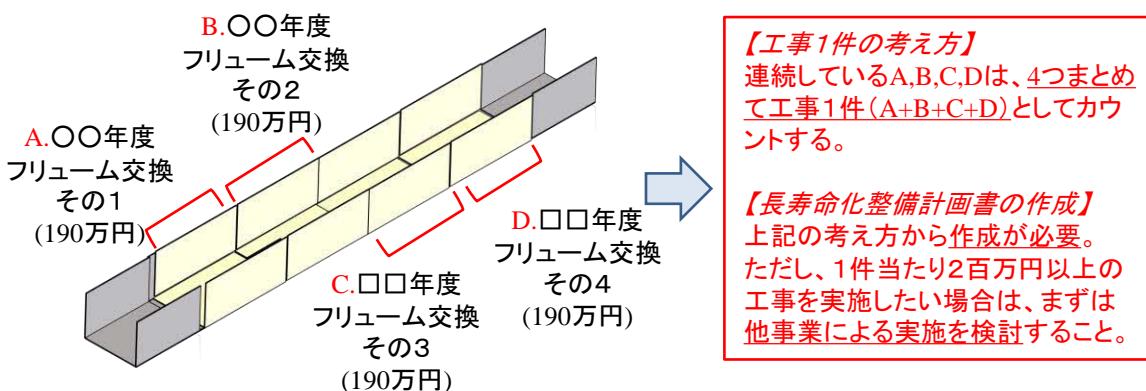
## パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事を一括で発注(220万円)



## 長寿命化整備計画書の作成が必要な場合

※ 原則200万円以上の工事は、他事業で実施すること

## パターン③ 同一路線で水路の補修工事を年度ごとに分割して発注(760万円)



・イメージ図は、水路の補修工事の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

## 工事に関する確認書

土地改良区等（市町を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町長に提出します。

（様式第1－5号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

### 工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知別紙2の第5の5の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関する確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のIに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「活動計画書」のIIに定めるとおりとする。

**土地改良区等との協議内容に応じて、  
不要な記述は削除して下さい。**

（工事の施行に関する条件）

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与える、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇広域協定  
〇〇県△△市〇町〇-〇-〇  
代表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇

## 農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。

ただし、市町道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一緒に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能な場合がありますので、市町と協議の上、調整を了したものについて、活動の対象とします。

### III 交付金及び概算払の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町長へ申請を行います。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

#### (1) 交付金の交付申請

##### ① 交付申請書の提出

申請期限は市町にお問い合わせください

広域活動組織は、毎年度〇月〇日までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町長に提出します。

##### ② 交付決定の通知

市町が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、市町長から交付金の交付決定通知が広域活動組織に送付されます。

#### 交付申請時の注意点

#### 交付金の交付ルート

1. 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付して下さい。
2. 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。
3. 組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出して下さい。（提出は、事業計画の認定申請時や実施状況報告時でも可。）



#### (2) 概算払の請求

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払（前払い）を受けようとするときは、市町長に概算払を請求します。

##### ① 概算払申請書の提出

交付決定の後、概算払請求書を市町長に提出します。

##### ② 概算払決定の通知

市町は、概算払請求書の内容について必要な審査を行った後に、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により広域活動組織に通知するとともに、交付金を支払います。

交付申請書、概算払申請書は市町で定める様式をご使用ください。

## IV 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

### 1. 活動記録

#### (1) 活動記録について

- 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動（活動の準備等を含む）を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

#### (2) 活動記録の作成に当たって（様式第1－6号の記載方法）

##### ○ 「活動項目番号」「活動内容」欄の記載方法

76～79ページの活動項目番号表から、その活動に該当する活動項目番号を選んで記入します。エクセル形式の活動記録では、活動項目番号を入れると自動的に「活動内容」の各項目が作成されます。

手書きの場合は、上記の活動項目番号表から、その活動にあてはまる「活動項目番号」を選んで記入するとともに、その番号に該当する「支払区分」「活動区分」「活動項目」の内容を、活動項目番号表の記述をもとに記入します。（記述は簡単にしてもOK。）

なお、活動項目番号から活動内容がわかるため、手書きの場合「活動内容」欄の各項目の記入を省略することも可能です。

##### ○ 「備考」欄の記載方法

備考欄には、地域での活動内容を「何を、どのようにして、どれだけ行ったか」を具体的に記入します。

（年度末の実施状況報告書の作成にも必要不可欠な情報です。）

##### ○ 「活動に参加した最大人数」欄の記載方法

手書きの場合、「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目について、活動記録に記された人数のうち年間最大となっている人数を選び、最下段の「活動に参加した最大人数」欄の同じ項目欄にそれぞれ記入し、その合計人数を「合計」欄に記入します。

エクセル形式の活動記録では、この欄は自動的に集計記入されます。

#### 様式の経過措置等について（令和元年度改正の実施要領附則3及び4）

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動記録の様式が使用可能です。
- その他、市町長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた活動記録の独自様式についても使用可能です。

令和〇〇年度 多面「活動項目番号」欄には、P.76～P.79の活動項目番号表から、該当する活動項目番号を選択入力します。

同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入します。

番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入します。  
金銭の支出の有無にかかわらず、活動計画に位置づけた活動を行った場合には、その全てを活動記録に記載して下さい。

活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番まである場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで記入します。

同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで記入します。

日付	活動実施日時		活動参加人数		活動項目番号（左詰め）		活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
	実施時間	開始時刻	農業者	農業者以外	総参加人数	支払区分	活動区分	活動項目	
例 4/3	9:00	3:0時間	55人	20人	75人	農地維持	水路	8 水路の泥上げ	○○水路の泥上げ
4/10	9:00	3:0時間	55人	20人	75人	農地維持,共同	機能診断,機能診断	1 点検,24 農用地の機能診断,26 農道の機能診断,25 水路の機能診断	○○水路,○○農道
6/3	9:00	3:0時間	55人	20人	75人	農地維持,農地維持	草刈り,10 農道の草刈り	5 畦畔・法面・防風林の草刈り / 7 水路の草刈り,10 農道の草刈り	草刈り（農用地法面、○○水路、○○農道）
7/22	9:00	3:0時間	51人	16人	67人	農地維持,農地維持	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理,5 畦畔・法面・防風林の草刈り	草刈り（農用地法面及び遊休農地周り）
10/10	13:00	4:0時間	55人	55人	110人	農地維持	農用地	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	草刈り（農用地法面）
11/17	19:00	2:0時間	10人	5人	15人	農地維持	推進活動	17 農業者の検討会の開催	/
※エクセル様式では自動集計									
手書きの場合、左の「活動項目番号」にあてはまる「支払区分」「活動区分」「活動項目」の内容を、P.76～P.79の活動項目番号表の記述をもとに記入します。（記述は簡単にしてOKで、省略することも可。）									
※エクセル様式では活動記録には、活動の取りまとめ等の事務処理や打ち合わせについても記載して下さい。									
活動に参加した最大人数		農業者	農業者以外	合計					
		55人	55人	110人					

## 2. 金銭出納簿

### (1) 金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町が交付金の使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

### (2) 金銭出納簿の作成に当たって(様式第1-7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった日付順として下さい。収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- 年度末には、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。
- 保管すべき書類のうち、電磁的記録により保管可能なものは、電磁的記録によることができます。その際、不鮮明なデータとならず、バックアップを作成し、データの改ざん防止措置を行うことを推奨します。

### 経理区分の整理、長寿命化への活用について

- 様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納簿の2つに分けて管理することも可能です。
  - 農地維持・資源向上（共同）の交付金を長寿命化に活用する場合は、「長寿命化への活用」欄に○を記入します。
  - なお、経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金（長寿命化）を農地維持活動や資源向上活動（共同）に充当することはできません。
- ※ 平成29年度からの経理区分を一本化する様式を使用している組織については、令和元年度からの実施状況報告書において長寿命化とそれ以外の支払いの収支に分けた集計を容易にするため、新様式の金銭出納簿の使用をお勧めします。

### 様式の経過措置等について（令和元年度改正の実施要領附則3及び4）

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の金銭出納簿の様式が使用可能です。
- その他、市町長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた金銭出納簿の独自様式についても使用可能です。

## 支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

番号	支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越し金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

## 支出に当たっての留意点

### ○ 日当

- ・ 日当の単価は、地域で一般的に広域運営委員会で適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定し、毎年構成員全員に周知して下さい。

### ○ 購入・リース費

- ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- ・ 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

### ○ 外注費

- ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。

- ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。

### ○ その他

- ・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

## 支出費目

## 交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・国、都道府県又は市町が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、市町に相談のこと
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。



金銭出納簿の「区分」が「1」の収入／支出をここに集計します。  
※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。

金銭出納簿の「区分」が「2」の収入／支出をここに集計します。  
※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額
	収入 支出
1.前年度持越	148,900
2.交付金	5,324,500
3.利子等	5
4.日当	3,658,000
5.購入・リース費	119,800
6.外注費	
7.その他支出	298,360
8.返還	10,000
次年度への持越（残高）	1,387,245
合計	5,473,405
	5,473,405

※「分類」には、下表を参考に該当する費用の番号を記入します。

【集計】 2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額
	収入 支出
1.前年度持越	211,100
2.交付金	4,604,000
3.利子等	
4.日当	560,000
5.購入・リース費	2,672,000
6.外注費	1,350,000
7.その他支出	
8.返還	
次年度への持越（残高）	233,100
合計	4,815,100
	4,815,100

前ページの「分類」欄へ  
この番号を選んで記入  
します。

残額は、次年度以降の活動に必要とされるものに限り、持越しできません。（次年度への持越しが  
当該年度交付金の3割を超える場合は使用計画書（様式はP.64～P.65）を作成  
してください。）  
持越額を次年度に活用する見込みのないものは、市町に返してください。  
次年度以降使用する見込みのものは、市町に返してください。

### 3. 作業写真整理帳

#### ①写真の取扱いについて

- ・ 作業写真については、活動組織にて保管してください。
- ・ 市町に提出します作業写真整理帳は、各施設又はテーマの活動項目ごとに1枚の写真を貼るだけで結構です。

(参考様式)

#### 作業写真整理帳

No. \_\_\_\_\_

活動組織名：○○地域資源保全会

写真番号：01

撮影忘れ

実施年月日	令和 年 月 日
活動区分	[農地維持支払] 点検、計画策定、研修
施設又はテーマ	農用地
活動項目 (対象活動)	点検
取組 (取組内容)	遊休農地等の 発生状況の把握
備考	

写真番号：02

該当せず  
 撮影忘れ

実施年月日	令和 年 月 日
活動区分	[農地維持支払] 点検、計画策定、研修
施設又はテーマ	水路 (開水路、パイプライン)
活動項目 (対象活動)	点検
取組 (取組内容)	施設の点検
備考	

写真番号：03

該当せず  
 撮影忘れ

実施年月日	令和 年 月 日
活動区分	[農地維持支払] 点検、計画策定、研修
施設又はテーマ	農道
活動項目 (対象活動)	点検
取組 (取組内容)	施設の点検
備考	

## 4. 財産管理台帳

### (1)財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、土地改良区等（市町を除く）の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けて下さい。）
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

### (2)財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
  - また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）に掲げるものについても、同様に財産管理台帳に整理が必要です。
  - 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳（様式第1－10号）の様式については、処分制限期間欄及び処分の状況を含む独自様式で管理することもできます。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料などについては台帳で整理する必要はありません。

### 財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、55、56ページの財産の耐用年数の例を参考にして下さい。

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等の承認が必要となります。

（施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請不要です。）



## 財産の耐用年数について

○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例  
 (農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数(年)
<b>構築物</b>		
<b>農林業用のもの</b>		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの		
その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路、農道側溝の蓋(コンクリート二次製品)	17
主として金属造のもの	ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣害防護柵(電気柵)	14
主として木造のもの	水田魚道、柵	5
その他のもの	遮水シート(ため池堤体)	8
<b>緑化施設及び庭園</b>		
その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に含まれるもの除外。)	防風林	20
<b>舗装道路及び舗装路面</b>		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
<b>前掲のもの以外のもの</b>		
<b>金属造のもの</b>		
<b>送配管</b>		
鉄製のもの	鉄管(水路)	30
鋼製のもの	鋼管(水路)	15
合成樹脂のもの	塩ビ管、合成樹脂管(水路)	10
<b>車両及び運搬具</b>		
<b>前掲のもの以外のもの</b>		
<b>その他のもの</b>		
<b>その他のもの</b>	一輪車	4
<b>工具</b>		
<b>治具及び取付工具</b>	レンチ	3
<b>切削工具</b>	ディスクグラインダー、のこぎり	2
<b>前掲のもの以外のもの</b>		
<b>主として金属製のもの</b>	タガネ、ハンマー	8
<b>その他のもの</b>	スコップ(柄が木製)	4

具體例として記載がない施設や物品等については、市町の担当窓口へお問合せください。

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数(年)
器具及び備品 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）		
事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの	机、椅子	15
その他のもの	机、椅子	8
その他の家具 ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	プロジェクター、スクリーン、マイク（ハンドマイクを含む）、アンプ、スピーカー	5
事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）	パソコン	4
複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	プリンター	5
時計、試験機器及び測定器 度量衡器	はかり	5
光学機器及び写真制作機器 カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡	カメラ、ドローン	5
看板及び広告機器 看板	啓発用看板	3
その他のもの その他のもの	のぼり	5
容器及び金庫 ドラムかん、コンテナーその他の容器		
その他のもの	プラスチックコンテナー、プランター	2
金庫	金庫	20
前掲のもの以外のもの その他のもの		
その他のもの	防草シート、防風ネット	5
機械及び装置 農業用設備	草刈機、モア（草刈りアタッチメント）、トラクター用除雪機（アタッチメント）、チェーンソー、ポンプ	7
ソフトウエア その他のもの	事務支援ソフト、書籍	5

### 財産管理台帳で整理する必要がないものの例

#### ○耐用年数1年未満の消耗品類

- ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
- ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーティングガン、ビニール傘、タッパ、種子、花苗等の軽微な物品  
(使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの)

#### ○機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品

#### ○セメント、アスファルト、碎石、コーティング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使われる材料

# V 活動の報告

広域活動組織は、毎年度、活動計画に定められた事項の実施状況を取りまとめ、市町長に報告します。

広域活動組織

## (1) 実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→60ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」についても集落毎に取りまとめて下さい。

→66ページを参照(別記1-5様式第1号)

## (2) 実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町長に提出します。

- ・活動記録 →46ページを参照(様式第1-6号)
- ・金銭出納簿 →50,51ページを参照(様式第1-7号)
- ・作業写真整理帳 →52ページを参照(参考様式)
- ・その他必要な書類(総会議事録、点検記録簿、研修資料等)  
→提出資料は、市町にお問い合わせ下さい。

市町

## (3) 実施状況のとりまとめ確認

市町は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

広域活動組織

## (4) 次年度の年度活動計画の策定

市町が実施状況の確認に用いたチェックシートは、広域活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の増進を図る活動に取り組む広域活動組織は、活動開始から2年目及び4年目に、これらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。(自己評価の詳細については市町にお問い合わせ下さい。)

なお、自己評価・市町評価の4年目を実施した後、活動期間が終了した活動組織については、次期の活動期間における自己評価・市町評価の実施は任意とし、報告は求めません。

実施状況報告書に添付し市町に提出する資料と  
市町が行う実施状況の確認の区分

## ○ 市町へ提出する書類、実施状況の確認内容

	提出書類			実施状況の確認内容	
	活動記録	金銭出納簿	作業写真 整理帳	書類確認	現地確認
農地維持支払交付金	○	○	○	○	○
資源向上支払交付金（共同）	○	○	○	○	必要に応じて 実施
資源向上支払交付金（長寿命化）	○	○	○	○	活動期間中に 1回以上実施

※ 上記書類以外には、点検記録簿や総会資料、研修資料、外注に伴う見積書や契約書、日当を支払うための出勤簿(出席表)等について、作成・保管が必要であり、総会議事録等、実施状況報告時に市町から提出を求められた場合、これらを提出する必要があります。

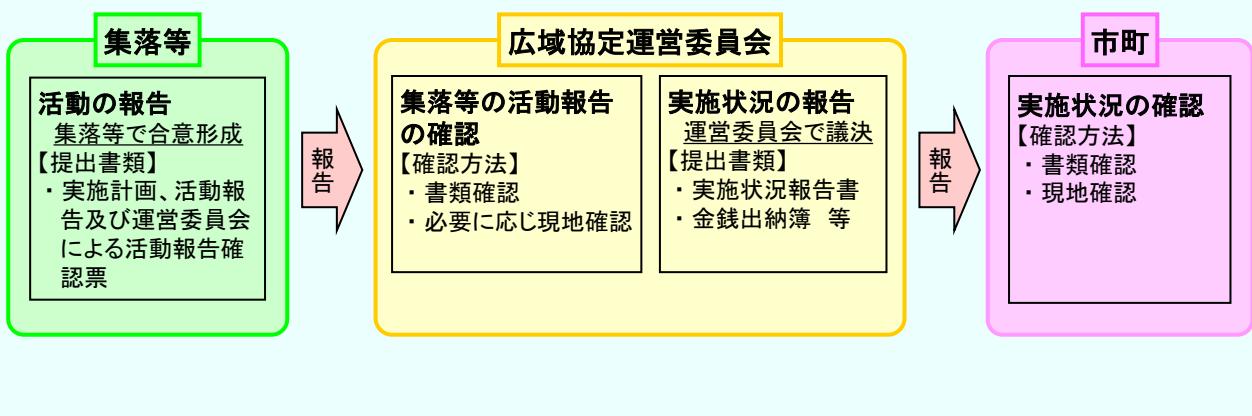
## 持越しについて

- ・ 持越しについては、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- ・ 長寿命化の取組として、持越しを積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- ・ 持越しについては具体的な使用計画（取組内容ごとの使用時期と金額）などの資料を別途整理しておくことが必要です。
- ・ 持越し金が当該年度交付金の3割を超える、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください。

複数の集落又は活動組織から構成される  
広域活動組織における活動の報告

複数の集落又は活動組織（以下「集落等」という。）から構成される広域活動組織においては、組織を構成する各集落等が、広域協定運営委員会に対し、各集落等における合意を得て、「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」（多面的機能支払交付金実施要領別記1－5様式第1号）に活動記録を添付して提出することにより、当該年度の活動の内容を報告します。

広域協定運営委員会は、参加集落等の活動報告を確認し、運営委員会における議決を得て、実施状況報告書を市町に提出します。



実施状況報告書のかがみ文です。別添の報告書を添付して市町へ提出して下さい。

(様式第1－8号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇年〇月〇日

△△市長 殿

〇〇〇〇広域協定

多面 太郎

令和〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

・「収支実績」については、エクセル様式では金銭出納簿の集計表をもとに自動作成されます。  
・手書きの場合は、金銭出納簿の集計欄あから当該年度の交付金の収入、支出実績を記入します。

組織名称 ○○○○広域協定

多面的機能支払交付金に係る  
<令和〇年度 収支実績 ○年〇月〇日現在>

収入の部	項目	金額	備考
1.	前年度からの持越し (農地維持・資源向上(共同))	148,900円	・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の1と2から転記します。
2.	前年度からの持越し (資源向上(長寿命化))	211,100円	・金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命化)」の集計欄の1と2から転記します。
3.	農地維持・資源向上(共同)交付金	5,324,500円	・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「3.利子等」の金額を合計して記入します。
4.	資源向上(長寿命化)交付金	4,604,000円	
5.	利子等	5円	
	合 計	10,288,505円	

支出の部	項目	金額	備考
1.	支出総額 (農地維持・資源向上(共同))	4,226,160円	
	日当	3,808,000円	・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の4~7及び8から転記します。
	購入・リース費	119,800円	
	外注費		
	その他	298,360円	
2.	支出総額(資源向上(長寿命化))	4,582,000円	
	日当	560,000円	・金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命化)」の集計欄の4~7から転記します。
	購入・リース費	2,672,000円	
	外注費	1,350,000円	
	その他		
3.	返還	10,000円	持越しがある場合は、備考欄にその使用予定を具体的に記入してください。なお、持越し金が当該年度交付金の3割を超えるかつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください
4.	次年度への持越し (農地維持・資源向上(共同))	1,237,245円	次年度4月の用水路泥上げ活動に要する経費に充当
5.	次年度への持越し (資源向上(長寿命化))	233,100円	次年度4月の排水路の欠損箇所の補修に要する経費に充当
	合 計	10,288,505円	

・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「8.返還」の金額を合計して記入します。







別紙

## 持越金の使用予定表

農地維持・資源向上（共同）

持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください。

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。

算定根拠について、市町担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	水路の目字詰めで使用する資材の購入	〇〇〇 円	見積書
4月	農道の路面の維持の活動で使用する砂利の購入	〇〇〇 円	見積書
		円	
			使用内容を具体的に記入してください。
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
計		円	

## 市町担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙

**持越金の使用予定表**

資源向上（長寿命化）

持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください。

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。

算定根拠について、市町担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	水路更新で使用する資材購入	〇〇〇 円	見積書
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	計	円	

使用内容を具体的に記入してください。

市町担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	









### ③ 活動の方向

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、今後進めていく方向性を選択します。

(1項目以上選択)

- 担い手との連携の強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
- 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
- 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
- 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保
- 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
- 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
- その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)



### ④ 活動内容

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、具体的に行う推進活動内容について選択します。

(1項目以上選択)

- 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会
- 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- その他(例:地域外の団体、都市住民、企業との交流・連携を図る活動 等)

## 2. 推進活動の実施

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、活動期間中に作成する必要のある「地域資源保全管理構想」を策定する上で重要な活動となります。

このため、活動計画に基づく推進活動の実施に当たっては、次の3. に示す「地域資源保全管理構想」の作成内容を念頭におき、地域における話し合い、検討会の開催、アンケート調査、現地調査等の推進活動を毎年度実施します。

活動を実施した際には、実施日時や内容を活動記録（実施要領様式第1－6号）に記載するとともに、会議資料や議事録、調査結果等の資料を保存しておいてください。市町村が活動の実施状況の確認を行う際の根拠資料として用いるほか、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保全管理構想策定時の基礎資料として重要な資料となるものです。

話し合いの内容や調査結果については、総会等で構成員に周知しましょう。



## (2)組織での話し合いの進め方

構想の策定に向けては、5年間の活動期間中に実施する推進活動等により、地域農業の将来のあり方について継続的に話し合いを積み重ねていく必要があります。

### ①話し合いの場の設定

- ・まずは、入り作農家を含めた農業者と土地持ち非農家を中心とした検討会を行います。
- ・その際、役員だけではなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
- ・また、できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定します。
- ・進行役と発言要旨を記録する担当者をあらかじめ決めておきます。

### ②資料の準備

- ・議論の土台として、活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容について資料として配布し周知します。保全対象施設の位置図や一覧表も準備しておきます。
- ・また、これまでの推進活動において検討会や意向調査等を実施している場合、それらの資料を準備します。
- ・人・農地プランや市町が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考になります。

### ③課題の抽出

・用意した資料を参考に、地域資源の保全管理を取り巻く状況やこれまで行った意向調査等の結果を踏まえ、地域における共同活動でどのような課題（施設の状態、作業体制、活動内容、年齢構成等）があるのかを参加者から発言してもらい、構想作成から5年程度を見通して想定される課題について議論し取りまとめます。

### ④課題解決に向け取り組むべき活動・方策の検討

- ・課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
- ・検討の方向性を決める際の参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施します。
- ・取り組むべき活動・方策が決まったら、「地域資源保全管理構想」の案を取りまとめ、組織の総会等において構成員の合意を得ます。

## (3)地域資源保全管理構想の策定

(2)で検討した内容を所定の様式に取りまとめます。

次のページに記載例を示します。(青字部分が記載例)





## 2) 農地の利用集積

### 【現状の例】

- ・担い手への農地集積率が〇割と低位にとどまっている。
- ・担い手への農地集積率は〇割であるが、農地が分散している状況。

### 【目標の例】

・農地中間管理機構と市、JAが連携して話し合いを進め、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし、令和〇〇年における担い手集積率〇%を目指す。

・併せて〇〇事業を活用した農地の畦畔除去による大区画化を図ることにより、担い手農家への農地集積と経営規模拡大に対応。

### 5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

### 【今後の課題、目指すべき姿の例】

・過疎化や高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動を前提としていた施設の維持管理が困難となっている。地域住民を巻き込んだ施設の維持管理体制を構築するため、地域住民とのコミュニケーションを深める必要がある。

・集落内には小規模農家、兼業農家しかいないため、隣接する〇〇集落の大規模法人に集積して地域の農業、農地を維持するとともに、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に基づき地域資源を保全管理する必要がある。

・構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。

・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念されており、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。

・ほ場整備事業の完了から〇〇年が経過し、水路等の施設の老朽化が顕著となっており、施設の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。

・集落機能の低下とともに、農村の自然環境に関する意識が薄れしており、豊かな生態系が失われることが危惧される。地域の自然環境を保全するため、〇〇等と連携した〇〇活動を行う必要がある。

・5年後の地域をまとめるリーダーや役員のなり手がおらず、後任の育成が急務となっている。

### 【取り組むべき活動・方策の例】

・3の(2)の役割分担に基づき地域資源の保全管理を図る。

・地域資源の保全管理体制の強化に向け活動組織の広域化を進める(NPO法人化を図る)とともに、これに併せて〇〇活動の担い手として〇〇団体の参画を得ることとする。

・農地を保全するための農地周辺部における活動として新たに〇〇の駆除に取り組むこととする。

・遊休農地を活用し〇〇を栽培することで、農地の保全を図るとともに、観光資源や地域特産品として活用する。

・年に〇回、町の広報誌に保全活動の紹介記事を掲載し、地域を守る取組の魅力を情報発信する。

・地域の生態系の保全に資する〇〇活動について、〇〇を活用して積極的にPRすることにより、地域住民の参画を促す。

・植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していなかった方に水路や農道等の施設の保全活動への参加を促す。

・学校教育と連携し、子供たちに農業用施設の役割や保全管理の重要性について学び理解を深めてもらう。

・保全管理の省力化に向け、〇〇事業を活用した簡易な基盤整備により〇〇を整備する。

・保全管理の省力化に向け、草刈作業については〇〇農業法人が所有するモアを用いて実施する。



【資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)】  
(施設の整備や補修)

支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号		取組の内容(平成30年度までの取組名)
			活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)	
2(資源向上)	機能診断・計画策定	農用地の機能診断	24	施設の機能診断(農用地) 診断結果の記録管理(農用地)	
		水路の機能診断	25	施設の機能診断(水路) 診断結果の記録管理(水路)	
		農道の機能診断	26	施設の機能診断(農道) 診断結果の記録管理(農道)	
		ため池の機能診断	27	施設の機能診断(ため池) 診断結果の記録管理(ため池)	
		年度活動計画の策定	28	年度活動計画の策定 対象組織による自主的な機能診断及び簡單な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 農用地の保全、農地の環境の保全に資する 新たな施設の設置等に関する研修	
	研修	機能診断・補修技術等に関する研修	29	耕畔の再構築 農用地法面の初期補修 渠系施設の清掃 農害防護柵の補修・設置 防風ネットの補修・設置 きめ細やかな耕草対策 水路側壁のほらみ修正 目標詰め 表面劣化に対するコーティング等 不同沈下に対する早期対応 側溝の裏打ちの充填、水路耕畔の補修 水路に付着した藻類等の除去 水路法面の初期補修 破損施設の補修(水路) きめ細やかな耕草対策(水路) ハイブリットの破損施設の補修 ハイブリットの清掃 給水栓ボックス基礎部の補強 給水栓に対する凍結防止対策 空気井等への腐食防止剤の塗布等 遮光施設の補修等 路肩 法面の初期補修 軌道等の運搬施設の維持補修 破損施設の補修(農道) きめ細やかな耕草対策(農道)	
		農用地の軽微な補修等	30	側溝の目地詰め コンクリート構造物の表面劣化への対応 渠体侵食の早期対応 きめ細やかな耕草対策(堤体) 破損施設の補修(ため池の堤体) 遮光施設の補修等	
		水路	31		
		水路の軽微な補修等	32		
		農道	33		
	ため池	ため池の軽微な補修等			

## (農林環境保全活動)

支払区分	活動区分	テーマ	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	計画策定	生態系保全 水質保全	生物多様性保全計画の策定 水質保全計画、農地保全計画の策定	34 35	生物多様性保全計画の策定 水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定
	実践活動	景観形成・ 生活環境保全 水田貯留機能増進・ 地下水かん養 資源循環	景觀形成計画、 生活環境保全計画の策定 水田貯留機能増進計画、 地下水かん養活動計画の策定 資源循環計画の策定	36 37 38 39 40	景觀形成、 生活環境保全計画の策定 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定 資源循環に係る地域計画の策定 生物の生息状況の把握 外来種の駆除
		その他(生態系保全) 水質保全	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視 水質モニタリングの実施・記録管理	41 42	生物の生活を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視 水質モニタリングの実施・記録管理
		烟からの土砂流出対策	排水路沿いの林地帯等の適正管理 沙砂地の適正管理	43	排水路沿いの林地帯等の適正管理 沙砂地の適正管理
		その他(水質保全)	土壤流出防止そのためのグリーンベルト等の適正管理 水質保全を考慮した施設の適正管理 循環かんがいの実施 非かんがい時期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全	44	土壤流出防止そのためのグリーンベルト等の適正管理 水質保全を考慮した施設の適正管理 循環かんがいの実施 非かんがい時期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全
		景観形成・ 生活環境保全	景觀形成のための施設への植栽等 農用地等を活用して景觀形成活動 施設等の定期的な巡回点検・清掃	45 46 47	景觀形成のための施設への植栽等 農用地等を活用して景觀形成活動 施設等の定期的な巡回点検・清掃 農業用水の地域用水としての利用・管理 伝統的施設や農法の保全・実施
		資源循環	農用地からの風塵の防止活動 水田の地下水流動向上活動 水田の地下水流動機能向上活動 水源かん養林の保全 地域資源の活用・資源循環活動	48 49 50	農用地からの風塵の防止活動 水田の地下水流動機能向上活動 水源かん養林の保全 地域資源の活用・資源循環のための活動
	啓発・普及		啓発・普及活動	51	広報活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め

## (多面的機能の増進を図る活動)

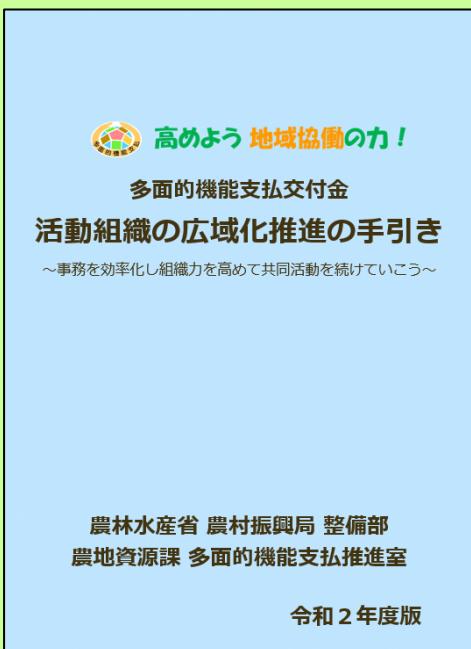
支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	増進活動	遊休農地の有効活用 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	52 53	遊休農地の有効活用 農地周りの共同活動の強化
		地被植物による直営施工 防災・減災力の強化	54	地被植物による直営施工
		農村環境保全活動の幅広い展開 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	55 56 57	防災・減災力の強化 農村環境保全活動の幅広い展開 医療・福祉との連携
		農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 都道府県・市町村が特に認める活動	58 59	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 都道府県・市町村が特に認める活動
		広報活動・農的関係人口の拡大	60	広報活動・農的関係人口の拡大

## 【資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）】

支払区分 （長寿命化）	活動区分		活動項目 施設区分	活動項目 番号	取組の内容（平成30年までの取組名）
	実践活動	水路			
3（長寿命化）			水路の補修	61	水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ U字ブリューム等既設水路の再布設 集水井、分水井の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修
			水路の更新等	62	素掘り水路からコンクリート水路への更新 ゲート、ポンプの更新 安全施設の設置
農道			農道の補修	63	農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え（一部） 農道側溝の補修
			農道の更新等	64	未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト） 側溝蓋の設置
ため池			ため池の補修	65	土側溝をコンクリート側溝に更新 洗掘箇所の補修 漏水箇所の補修
			ため池の更新等	66	取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修 ゲート・バルブの更新 安全施設の設置

農林水産省HPでは、広域活動組織の設立までの流れをまとめた「活動組織の広域化推進の手引き」や直営施工のメリットをまとめた「直営施工のすすめ」を掲載していますので、ご活用ください。

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\\_sharai.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_sharai.html)



～多面的機能支払交付金は  
農林水産省の補助事業です～



高めよう 地域協働の力！

【お問い合わせ先】

三重県農林水産部農山漁村づくり課農地水保全班 (電話) 059-224-2551  
三重県農地・水・環境保全向上対策協議会 (電話) 059-226-4824

本手引に掲載されている各種様式の電子データは、三重県農地・水・環境保全向上対策協議会のホームページにて入手できます。

<http://www.miedoren.or.jp/home/kyogikai>

令和4年7月